

◎新潟県告示第1171号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

胎内川漁業協同組合（胎内市下赤谷245-1）

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、表の変更後の欄中の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後			変 更 前	
第1条～第3条（略）			第1条～第3条（略）	
(遊漁期間・区域)			(遊漁期間)	
第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間・区域内で行わなければならない。但し、第5条に規定する禁止区域を除く。			第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。	
魚種	期間	区域	魚種	期間
あゆ	7月10日から9月30日まで及び10月8日から11月30日まで	内共第5号の共同漁場の区域内	あゆ	公示の日から9月30日まで及び10月8日から11月30日までの期間で組合が定める期間
こい、 ふな、 うぐい、 かじか	1月1日から12月31日まで (但し、かじかは4月11日から20日までを除く)	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より上流の区域	こい	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
	6月16日から9月30日まで	胎内大橋上流端から東北電力株式会社黒川発電所えん堤まで	ふな	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
にじます、 いわな、 やまめ	3月1日から9月30日まで	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より上流の区域	にじます	5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
	6月16日から9月30日まで	胎内大橋上流端から東北電力株式会社黒川発電所えん堤まで	うぐい	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
さくらます	3月16日から6月15日まで	胎内大橋上流端から胎内川頭首工下流端まで	いわな	5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
			やまめ	5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川

	発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
かじか	1月1日から4月10日まで及び4月21日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
さくらます	3月16日から6月15日まで、但し、胎内川頭首工から胎内大橋までの区間

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水せき堤上流端から上流150m、同せき堤下流端から下流300mの区域	1月1日から12月31日まで
2 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流50m、下流200mの区域	
3 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水せき堤上流端から上流200m、同せき堤下流端から下流300mの区域	
4 胎内市熱田坂地内胎内川第1号砂防ダム上流端から上流200m同せき堤下流端から下流300mの区域	
5 胎内市下荒沢地内胎内川ダムせき堤上流端から上流400m同せき堤下流端から下流300mの区域	
6 胎内市下赤谷地内黒中橋中心より上流200m、同橋中心より下流100mの区域	
7 胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流200m、下流端から下流300mの区域	
8 胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流100m、下流端から下流500mの区域	

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生徒以下は無料、又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水えん堤上流端から上流150m、同えん堤下流端から下流300mの区域	1月1日から12月31日まで
2 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流50m、下流200mの区域	
3 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水えん堤上流端から上流200m、同えん堤下流端から下流300mの区域	
4 胎内市熱田坂地内胎内川第1号砂防ダムえん堤上流端から上流200m同えん堤下流端から下流300mの区域	
5 胎内市下荒沢地内胎内川ダムえん堤上流端から上流400m同えん堤下流端から下流300mの区域	
6 胎内市下赤谷地内黒中橋中心より上流200m、同橋中心より下流100mの区域	
7 胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流200m、下流端から下流300mの区域	
8 胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流100m、下流端から下流500mの区域	

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生徒以下は無料、又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の

二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日券1,000円及び年券1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
あゆ、こい、ふな、いわな、にじます、うぐい、やまめ、かじか	手釣・竿釣	1日 1,500円、 1年 6,000円
さくらます	竿釣	1年 20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において納付することができる。

取扱場所	住所
胎内川漁業協同組合事務所	胎内市下赤谷245-1
奥胎内ヒュッテ	胎内市下荒沢1202-49
ロイヤル胎内パークホテル	胎内市夏井1191-1
坂上おとり店	胎内市鼓岡1387-1
デイリーヤマザキ下越黒川店	胎内市近江新215-13
フィッシャーズ黒崎店	新潟市西区山田415
フィッシャーズ竹尾IC店	新潟市東区はなみずき3丁目2-20
フィッシャーズ村上店	村上市仲間町535-1
上州屋新潟女池店	新潟市中央区女池神明1丁目1611-1
平田おとり店	村上市山居町1-5-34
たるが橋観光交流センター	胎内市下赤谷387-1
越竿洞釣具店	胎内市本町4-9
トビヌケ新潟店	新潟市東区浜谷町2丁目2-51
鈴木釣具店	聖籠町蓮野3347-4

第8条～第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁

二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日券1,000円及び年券1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、いわな、にじます、うぐい、やまめ、かじか	手釣・竿釣	1日 1,500円、 1年 6,000円
さくらます	竿釣	1年 20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において納付することができる。

胎内川漁業協同組合事務所(胎内市塩沢543-205)、胎内ヒュッテ(胎内市下荒沢字胎内山1202番地)、ロイヤル胎内パークホテル(胎内市夏井字保谷1191番地の1)、胎内フィッシングパーク(胎内市熱田坂631番地)、坂上光市(胎内市鼓岡1387番地1)、ヤマザキデイリーストア下越黒川店(近江新215-13)、本間釣具店(新潟市西区山田415)、上州屋FJ新潟店(新潟市中央区神道寺2丁目7-13)、平田おとり店(村上市山居町1丁目5-34)、たるが橋観光交流センター道の駅(胎内市下赤谷387-1)、越竿洞釣具店(胎内市本町4-9)

第8条～第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁

場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号 (第8条関係)

あゆ、こい、ふな、にじます、うぐい、やまめ、かじか 年券

表

<p>年</p> <h1>年間遊漁証</h1> <p>胎内川漁業協同組合</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p>
--

裏

<h2>魚種別遊漁期間</h2>	
こい、ふな、うぐい	1月1日～12月31日
かじか	1月1日～12月31日 (4月11日～20日までを除く)
にじます、いわな、やまめ	3月1日～ 9月30日
(但し、胎内大橋上流端から東北電力株式会社黒川発電所えん堤までは、6月16日から9月30日までとする)	
あゆ	7月10日から9月30日及び10月8日から11月30日の期間

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

(年券)

No. _____	
平成 年度 遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
記	
承認期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
発行者	
胎内川漁業協同組合 ㊤	

あゆ、こい、ふな、にじます、うぐい、やまめ、かじ
か 日券

表

年
日 券
遊漁承認証
月 日
1日限り有効
1,500円(税込)
現場売りは1,000円を加算した額とする
発行者 胎内川漁業協同組合 ㊤
遊漁承認証(控)
発行日 年 月 日
取扱者 ㊤

裏

注意事項
1 この証を持つものは決められた日に限り許可する。(遊漁期間等確認すること)
2 漁具、漁法は手釣、竿釣だけである。
3 遊漁の際は、本券を外部から見易い箇所に装着すること。
4 本券に組合印のないものは無効とする。
5 この券は他人に貸与してはならない。
6 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、この券を提示しなければならない。
7 他人の迷惑になるような行為をしてはならない。
8 漁場禁止区域で遊漁してはならない。

遊漁承認証

表

No.
平成 年度
日 券
遊漁承認証
平成 年 月 日
1日限
¥ 円
発行者 胎内川漁業協同組合 ㊤

裏(日券)

注意事項
1 この証を持つものは決められた日に限り許可する。(遊漁期間等確認のこと)
2 漁具、漁法は手釣、竿釣だけである。
3 遊漁の際は、本券を外部から見易い箇所に装着すること。
4 本券に組合印のないものは無効とする。
5 この券は他人に貸与してはならない。
6 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、この券を提示しなければならない。
7 他人の迷惑になるような行為をしてはならない。
8 漁場禁止区域で遊漁してはならない。

さくらます年券
表

顔写真 (3 cm×2.4 cm)	No. _____
	さくらます遊漁承認証
	住所 _____ _____
	氏名 _____
年 胎内川漁業協同組合 ㊞	

別記様式第2号 (第11条関係)

漁場監視員証
表

漁場監視員証
胎内川漁業協同組合
No. _____

別記様式第2号

表

No. _____
漁場監視員証
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。
氏名 _____ (年齢) _____
住 所 _____
有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
発行者 胎内川漁業協同組合 ㊞

裏

注意事項

- 1 漁場監視員は遊漁規則の執行
に関し必要な指示を行うことが
できる。
- 2 漁場監視員は必ず漁場監視
員の腕章をつけること。
- 3 漁場監視員は、いかなる場合
も、遊漁者に対して、暴行若しく
は脅迫を加え、又は威嚇をおこ
なってはならない。

さくらます漁場監視員証
表

<u>No.</u> _____
さくらます漁場監視員証
住所 _____
氏名 _____
監視期限 年 月 日迄
胎内川漁業協同組合 ㊞

裏

注意事項

- 1 漁場監視員は遊漁規則の励行に関して遊漁者に
対し必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は常に漁場監視員証を携帯し、かつ
漁場監視員であることを示す腕章を着用しなけれ
ばならない。

別記様式第3号 (第12条関係)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料 魚 種 こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

別記様式第3号

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな 12,000円 (税抜) 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料 魚 種 こい・ふな 5,500円 (税抜) 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日